

# 第1章 定 款

## ○泉田川土地改良区定款

昭和41年3月30日議決

昭和42年2月 1 日指令耕第13541号認可

改正	昭和43年3月18日議決	昭和43年5月8日認可	平成2年3月12日議決	平成2年5月22日認可
	昭和45年3月27日議決	昭和45年6月1日認可	平成3年3月27日議決	平成3年4月9日認可
	昭和46年3月26日議決	昭和46年10月19日認可	平成4年3月27日議決	平成4年4月10日認可
	昭和47年3月10日議決	昭和47年4月11日認可	平成5年3月26日議決	平成5年5月31日認可
	昭和49年3月18日議決	昭和49年5月31日認可	平成7年3月28日議決	平成7年4月27日認可
	昭和50年3月22日議決	昭和50年5月23日認可	平成8年3月26日議決	平成8年4月30日認可
	昭和51年3月31日議決	昭和51年5月18日認可	平成13年9月6日議決	平成13年12月13日認可
	昭和52年3月25日議決	昭和52年6月1日認可	平成15年9月5日議決	平成15年10月14日認可
	昭和54年3月23日議決	昭和54年5月1日認可	平成19年3月27日議決	平成19年4月17日認可
	昭和54年10月25日議決	昭和55年1月22日認可	平成21年3月26日議決	平成21年4月10日認可
	昭和56年3月25日議決	昭和56年5月2日認可	平成23年3月14日議決	平成23年3月22日認可
	昭和57年3月25日議決	昭和57年4月2日認可	平成26年9月 5日議決	平成27年4月 1日認可
	昭和59年3月26日議決	昭和59年4月19日認可	平成28年9月 7日議決	平成28年9月20日認可
	昭和59年10月25日議決	昭和59年11月21日認可	平成30年9月12日議決	平成30年10月22日認可
	昭和60年3月22日議決	昭和60年5月4日認可		
	昭和61年3月24日議決	昭和61年5月16日認可		

### 第1章 総則

(目的)

(泉田川土七)

**第1条** この土地改良区は農業生産の基盤の整備及び開発を図り、以って農業の生産性の向上、農業総生産の増大、農業生産の選択的拡大及び農業構造の改善に資することを目的とする。

(名称及び認可番号)

**第2条** この土地改良区は、泉田川土地改良区という。

2 この土地改良区の認可番号は、山形区第179号である。

(地区)

**第3条** この土地改良区の地区は、次に掲げる地域（その地域内にある土地のうち土地原簿の記載に係る土地以外の土地を除く。）とする。

第1章 定款 (泉田川土地改良区定款)

(1) 新庄地区

市 町 村	大 字	字 名	地 域
新 庄 市	十日町	猫屋敷、向野、中向野、下向野	田の一部

(2) 萩野地区

市 町 村	大 字	字 名	地 域
新 庄 市	萩 野	朴沢下、仁田山上、仁田山、朴沢口、二枚橋、 仁田山下、大石、小以良川、小倉、金山道、石動前、 楯ノ沢、萩野、上野、反田、黒沢、指野、大以良川、 中ノ沢、吉沢、中嶋、三川田、横堰下、リュウカイ、 柰蔵、水上、大昭、土内、黒岩、朴沢、吐出、幅下、 塩野、赤坂、黒岩原、赤坂西、赤坂東、横根山	田の一部
	泉 田	五升橋、関東、田向、指田下、指田、指田西、 関西、野々村、野々村下、四ツ屋、田尻、泉田、 黒沢下、西山中、喜助川原、大沢西、横根山、 旦那山、横根山下、下大沢、村東、西野、上村 西、往還東、上大沢、大沢、下村西、高台新田、 向田、前横根山	田の全部
	昭 和	昭和	田の全部
真室川町	昭 和	塩野、鍋倉	田の全部
鮭川村	昭 和	昭和	田の全部
金 山 町	上 台	細野	田の全部
	昭 和	塩野	田の全部

(泉田川土四)

(3) 金山地区

市 町 村	大 字	字 名	地 域
金 山 町	下野明	檜台道下、檜台、檜台浦、柘沢、松ノ木、檜台道上、	

三

		中下堰南、八幡上、下野明向、下夕村、上檜台、 片貝浦、広表、前田表、下野明道下、下野明、竹林、 上田表、岩円、金堀沢、岩円山	田の全部
	安 沢	高坊、久保、安沢、前田表、檜台新田	田の全部
		蠟畑、森下、平林、横沢	田の一部
	上 台	上田表、下田表、藁坊野、向川原、向原	田の全部
	山 崎	藁防野、山崎、前田表、横沢、西裏、愛宕下	田の全部
	金 山	大柳	田の一部

(4) 真室川地区

市 町 村	大 字	字 名	地 域
真室川町	平 岡	塩野	田の一部
	内 町	上野々村、塩野	田の全部
		下野々村	田の一部
	昭 和	塩野	田の全部
	新 町	塩野	田の一部

(事業)

**第4条** この土地改良区は、土地改良事業計画、定款、規約及び管理規程の定めるところにより、次に掲げる土地改良事業を行う。

- (1) 国営及び県営事業によって造成された、幹線水路の維持管理
- (2) 地区内用排水路の維持管理
- (3) 地区内農道の維持管理
- (4) 小以良川ダムの維持管理
- (5) 揚水機の維持管理
- (6) 各種土地改良事業の調査設計事業
- (7) 災害復旧
- (8) その他農用地の改良又は保全のため必要な事業

- 2 この土地改良区は前項第1号から第4号までの事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で当該施設を他の目的に使用させることができる。
- 3 この土地改良区は、国営土地改良事業及び県営土地改良事業によって造成された施設を管理委託される場合は、これを受託する。
- 4 この土地改良区は、第1項第1号の事業に附帯し、県営泉田川地区基幹水利施設管理事業の施行に伴う操作点検業務を委託される場合は、これを受託する。
- 5 この土地改良区は、第1項第1号から第4号までの事業を行うに当たり、多面的機能支払交付金に係る活動組織に参画する場合にあって、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。
- 6 この土地改良区は、第1項第1号から第4号までの事業に附帯し、その事業を害しない範囲内で多面的機能支払交付金に係る活動組織に参画し、保全活動を行う。
- 7 この土地改良区は、前項の事業を行うに当たり、当該活動組織からその事務を委託される場合は、これを受託する。

(事務所の所在地)

**第5条** この土地改良区の事務所は、山形県新庄市に置く。

(公告の方法)

**第6条** この土地改良区の公告は、事務所の掲示場及びこの土地改良区の地区に属する市町村の事務所の掲示場に掲示してこれをする。

- 2 前項の公告の内容は、必要があるときは、書面をもって組合員に通知し又は山形新聞に掲載するものとする。

## 第2章 会議

(総代会)

**第7条** この土地改良区に総会に代るべき総代会を設ける。

**第8条** 総代の定数は40人とし、選挙区及び各選挙区において選挙すべき総代の定数は次のとおりとする。

(総代の定数及び選挙区)

選挙区	市町村	大字	選挙区域	総代数
第1区	新庄市	十日町	猫屋敷、向野、中向野、下向野	2人
第2区	新庄市	泉田	五升橋、関東、田向、関西、野々村、野々村下、四ツ屋、泉田、黒沢下、西山中、喜助川原、大沢西、横根山、横根山下、旦那山、下大沢、上大沢、西野、村東、上村西、往還東、田尻、大沢、下村西、高台新田、向田、前横根山	8人
第3区	新庄市	萩野	小以良川、小倉、金山道、石動前、楯ノ沢、萩野、上野、反田、黒沢、吉沢、中嶋、三川田、横堰下、リュウカイ、李蔵、水上、大昭、指野、大以良川、中ノ沢	4人
		泉田	指田、指田西、指田下	
第4区	新庄市	萩野	朴沢下、仁田山、仁田山上、朴沢口、二枚橋、仁田山下、大石、赤坂、幅下、土内、吐出、黒岩、朴沢、黒岩原、赤坂西、赤坂東	6人
	金山町	上台	細野	
第5区	新庄市	萩野	塩野、横根山	9人
		昭和	昭和	
	真室川町	昭和	塩野、鍋倉	
	鮭川村	昭和	昭和	
	金山町	昭和	塩野	
第6区	金山町	下野明	檜台道下、檜台、檜台浦、榊沢、松ノ木、檜台道上、中下堰南、八幡上、下野明向、下夕村、上檜台、片貝浦、広表、岩円、前田表、下野明、下野明道下、竹林、金堀沢、上田表、岩円山	8人
	安沢	高坊、久保、安沢、前田表、檜台新田、蠟畑、森下、平林、横沢		

		上 台 山 崎 金 山	上田表、下田表、藁坊野、向原、向川原 藁防野、山崎、前田表、横沢、西裏、愛宕下 大柳	
第7区	真室川町	内 町 平 岡 昭 和 新 町	上野々村、下野々村、塩野 塩野 塩野 塩野	3 人
			計	40 人

(選挙人名簿の縦覧)

**第9条** 理事は、総代の任期満了による総選挙にあつてはその任期満了の日前45日から、その他の選挙にあつてはこれを行うべき事由が生じた日以後速やかに、その指定した場所において、選挙人名簿の関係部分を5日間関係組合員の縦覧に供さなければならない。

2 前項の縦覧の場所及び日時は、理事が縦覧開始の日前3日までに公告しなければならない。

(異議の申出及び選挙人名簿の確定)

**第10条** 関係組合員は、選挙人名簿に、脱漏又は誤載があると認めるときは、その名簿の縦覧期間内に、理事に対して、異議を申出ることができる。

2 理事は前項の異議の申出を受けたときは、その異議の申出を受けた日から3日以内に、その異議の申出が正当であるかないかを決定しなければならない。その異議の申出を正当であると決定したときは直ちに選挙人名簿を修正し、その旨を異議申出人及び関係組合員に通知し併せて、これを公告しなければならない。その申出を正当でないと決定したときは直ちにその旨を異議申出人に通知しなければならない。

3 選挙人名簿は、総代選挙の期日前6日をもって確定する。

(単記制)

**第11条** 総代の選挙に当たり、選挙人が投票用紙に記載すべき総代の候補者の数は1人とする。

(通常総代会の時期)

**第12条** この土地改良区の通常総代会の時期は、毎事業年度1回3月とする。

(議決方法の特例等)

**第13条** 総代会においては、定款の変更、土地改良事業の設定、変更、土地改良事業の廃止、役員の変更、規約の設定、変更及び廃止、管理規程の設定、変更及び廃止、合併並びに解散その他重要な事項を除いて、急施を要することが明白である事項に限り、あらかじめ通知した事項以外の事項であってもこれを議決することができる。

**第13条の2** 経費の収支予算を議案の全部又は一部とする総代会を招集して、総代の半数以上の出席がないため更に20日以内に同一の目的で招集された総代会の議事は、経常経費の収支予算並びにこれに伴う賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法に限り、総代の3分の1以上が出席しその議決権の過半数で決することができる。

(議長)

**第14条** 総代会の議長は出席した総代のうちから当該総代会で選任する。

### 第3章 役員

(役員の数)

**第15条** この土地改良区の役員の数、理事9人及び監事4人とする。

2 前項の役員の数うち監事1人は組合員でない者とする。

(役員選挙)

**第16条** 役員は総代が総代会において選任する。

2 この定款に定めるもののほか、役員を選任に関し、必要な事項は、附属書役員選任規程で定める。

(理事長副理事長及び常勤理事)

**第17条** 理事は、理事長1人、副理事長1人を互選するものとする。

2 理事は、その互選により常勤理事を置くことができる。

(理事長、副理事長及び常勤理事の職務)

**第18条** 理事長は、この土地改良区を代表し、理事会の決定に従って業務を処理する。副理事長は理事長に事故あるときは、その職務を代理し、理事長が欠員のときは、その職務を行う。常勤理事は、理事長を補佐し、業務を掌理する。

(事務の決定)

**第19条** この土地改良区の仕事は、理事の過半数により決するものとする。ただし、規約の定めるところにより、軽易な常務については、理事長の決するところによる。

(監事の職務)

**第20条** 監事は少なくとも毎事業年度2回、この土地改良区の業務及び財産の状況を監査し、その結果につき、総代会及び理事会に報告し、意見を述べなければならない。

2 監査についての細則は、監事がこれを作成し、総代会の承認を受けるものとする。  
(役員任期等)

**第21条** 役員任期は4年とし、その就任の日から起算する。ただし、土地改良法(以下「法」という。)第29条の2及び法第134条第2項の規定による改選、法第136条の規定による議決の取消しによる選任並びに補欠選任によって選任される役員任期は、退任した役員残任期間とする。

2 前項ただし書に規定する選任が役員全員にかかるときは、その任期は前項ただし書の規定にかかわらず4年とし、その就任の日から起算する。

3 監事の任期満了日は、第1項の規定にかかわらず、4年以内の日で理事の任期満了日と同一日とする。ただし、組合員である役員が独立行政法人農業者年金基金法(平成14年法律第127号)第31条第1項各号に該当する者となり、又は農業者年金基金法の一部改正する法律(平成13年6月6日法律第39号)による改正前の農業者年金基金法(昭和45年法律第78号)第42条第1項に規定する経営譲渡をしたことにより、その被選任権を失ったときは、当該役員は、その任期の残任期間において、組合員でない役員となることができる。

(役員失職)

**第22条** 理事又は監事がその被選任権を失ったとき又はその所属する被選任区を異動したときはその職を失う。

#### 第4章 経費の分担

(経費分担の基準)

**第23条** 第4条第1項第1号から第6号までの事業並びに各事業に共通する土地改良区の運営事務費に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は、予算の定めるところにより、榊沢ダム、小以良川ダム、第二頭首工等の用水利用地域にかかる土地につき次に掲げる基準により地籍割に賦課する。ただし、運営事務費に要する経費のうち、第4条第1項第2号のうち山崎地区、第7号の事業及び第24条の2の分担金等の償還事務に要する経費は、当該事業の施行にかかわる土地につき、償還額等を勘案して地籍割に賦課する。

- |            |       |         |
|------------|-------|---------|
| (1) 開田地区   | 総負担額の | 100分の94 |
| (2) 旧田補水地区 | 総負担額の | 100分の6  |



- 2 第4条第1項第2号のうち山崎地区、及び第5号の事業に要する経費に充てるための賦課金及び夫役現品は予算の定めるところにより、当該事業の施行に係る土地につき、地籍割に賦課する。ただし、換地処分公告のあった後においては当該換地処分に係る換地計画において定められた換地交付基準地籍に比例して賦課する。

(分担金)

**第24条** この土地改良区は、法第91条の規定に基づき県営泉田川地区基幹水利施設管理事業、県営泉田川2地区基幹水利施設管理事業及び、県営塩野地区水利区域内農地集積促進整備事業の分担金を負担する。

- 2 前項の分担金に充てるための賦課金は、第23条第1項の規定を準用する。

(賦課徴収の方法)

**第25条** 前3条の規定による賦課金及び夫役現品の賦課徴収の時期及び方法並びに夫役現品の金銭換算の基準は総代会で定める。

(夫役の履行)

**第26条** 夫役を賦課されたものは、その便宜に従い本人自らこれに当たり又は代人をもってこれを履行することができる。

- 2 前項の規定による履行については、金銭をもって代えることができる。

(特別徴収金)

**第26条の2** 法第36条の2の規定に基づく特別徴収金は、土地改良法施行令第47条の2の規定に該当する場合において当該返還すべき補助金等の額に相当する額を徴収する。

**第26条の3** 法第91条の2の規定に基づき県営萩野地区ほ場整備事業及び県営金山南部地区ほ場整備事業に係る特別徴収金を負担する。

- 2 前項の場合には、当該特別徴収金に充てるため、その特別徴収金の原因となった行為をした組合員から、当該特別徴収金に相当する額を徴収する。

(督促)

**第27条** 法第39条の規定に基づく督促は、その納期限後60日以内に督促状を発してこれをするものとする。

(過怠金)

**第28条** 第23条、第24条、第26条の2又は第26条の3の規定により賦課された賦課金又は夫役現品につき、これを滞納し、又は定期内に履行せず、若しくは夫役現品に代るべき金銭を納めない場合には、その滞納の日数に応じて金100円につき1日金2銭の滞納金並びに督促状を発した場合は督促手数料金100円を過怠金として徴収する。

- 2 前項の滞納金又は過怠金を市町村が処分する場合は更にその徴収金の100分の4に相当する額を手数料として徴収する。
- 3 前項の過怠金は特別の事由があると認める場合に限り、理事会の決定によりこれを減免することができる。

## 第5章 雑則

(係及び委員会)

**第29条** この土地改良区の事務を分掌させるため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として係を置くことができる。

- 2 この土地改良区の事業の運営を公正かつ適切にするため、規約の定めるところにより、理事会の補助機関として委員会を置くことができる。

(加入金)

**第30条** 新たにこの土地改良区の地区に編入される土地があるときは、その土地につき加入金を徴収する。

- 2 前項の加入金の額は総代会の議決により定める。

(賦課金以外の徴収金についての過怠金)

**第31条** 前条の規定による加入金、法第42条第2項の規定による決済により徴収すべき金銭、法第53条の8第2項の規定により徴収すべき金銭、同条第3項の規定により徴収すべき仮清算金及び換地計画において定める清算金については、第28条の規定を準用する。

(基本財産)

**第32条** この土地改良区に基本財産を設けることができる。

- 2 前項の基本財産の設定・管理及び処分に関しては規約で定める。

(財産の分配の制限)

**第33条** この土地改良区の財産については、解散（合併の場合を除く。）のときでなければ、組合員に分配することはできない。

(事業年度)

**第34条** この土地改良区の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

**附 則**

この定款は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和43年3月18日議決、昭和43年5月8日指令耕第791号認可）

この定款は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和45年3月27日議決、昭和45年6月1日指令耕第1,394号認可）

この定款は、昭和45年4月1日より適用し、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和46年3月26日議決、昭和46年10月19日指令耕第5,493号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和47年3月10日議決、昭和47年4月11日指令耕第130号認可）

この定款は、認可の日から施行し、次期改選より適用する。

**附 則**（昭和49年3月18日議決、昭和49年5月31日指令耕一第1,432号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和50年3月22日議決、昭和50年5月23日指令耕一第997号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和51年3月31日議決、昭和51年5月18日指令耕一第999号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和52年3月25日議決、昭和52年6月1日指令耕一第1,598号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和54年3月23日議決、昭和54年5月1日指令耕一第491号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則**（昭和54年10月25日議決、昭和55年1月22日指令耕一第8,864号認可）

この定款の変更は、認可の日から施行する。

2 この定款の変更中、第15条及び役員選挙規程第2条の規定の変更は、現任役員任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和56年3月25日議決、昭和56年5月2日指令耕一第479号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和57年3月25日議決、昭和57年4月2日指令耕一第139号認可)

- 1 この定款の変更は、認可の日から施行する。ただし、現任役員任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから適用するものとし、それまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年3月26日議決、昭和59年4月19日指令農計第65号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和59年10月25日議決、昭和59年11月21日指令農計第5516号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和60年3月22日議決、昭和60年5月4日指令農計第7号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (昭和61年3月24日議決、昭和61年5月16日指令農計第6号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成2年3月12日議決、平成2年5月22日指令農計第17号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成3年3月27日議決、平成3年4月9日指令農計第6号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成4年3月27日議決、平成4年4月10日指令農計第5号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成5年3月26日議決、平成5年5月31日指令農計第17号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成7年3月28日議決、平成7年4月27日指令農計第10号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成8年3月26日議決、平成8年4月30日指令農計第9号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

附 則 (平成13年9月6日議決、平成13年12月13日指令農計第42号認可)

- 1 この定款の変更は、認可の日から施行する。
- 2 この定款の変更は、現監事の任期満了、その他の事由による次期総選挙のときから施行するものとし、それまでは、なお従前の例による。

**附 則** (平成15年9月5日議決、平成15年10月14日指令農計第8号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則** (平成19年3月27日議決、平成19年4月17日指令最総農計第3号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則** (平成21年3月26日議決、平成21年4月10日指令最総農計第1号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則** (平成23年3月14日議決、平成23年3月22日指令最総農計第6号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則** (平成26年9月5日議決、平成27年4月1日指令最総農計第1号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則** (平成28年9月7日議決、平成28年9月20日指令最総農計第5号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。

**附 則** (平成30年9月12日議決、平成30年10月22日指令最総農計第3号認可)

この定款の変更は、認可の日から施行する。